

別表第六(第七十四条関係)

- 1 次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であって、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの
 - 一 当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池筐体(燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する筐体をいう。以下同じ。)及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。
 - 二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。
 - 三 当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。
- 2 太陽電池発電所であって、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの
- 3 風力発電所であって、出力二十キロワット以上五百キロワット未満のもの
- 4 出力二十キロワット未満の発電所であって、次に掲げるもの以外のもの
 - 一 水力発電所
 - 二 火力発電所
 - 三 燃料電池発電所
 - 四 太陽電池発電所
 - 五 風力発電所

別表第七(第七十七条関係)

- 1 水力発電所のダムの洪水吐きゲート操作用予備動力設備の設置又は取替え(出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)
- 2 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の燃料電池発電所における燃料電池発電設備の設置であって次の各号のいずれにも適合するもの
 - 一 当該設置に係る燃料電池発電設備が、複数の燃料電池筐体及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。
 - 二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。
 - 三 当該設置に係る燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。
- 3 太陽電池発電所における変更であって次に掲げるもの
 - 一 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置
 - 二 発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの
 - (1) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置
 - (2) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替え
 - (3) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの
 - イ 二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの
 - ロ 支持物の強度の変更を伴うもの
 - (4) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの
- 4 風力発電所における変更であって次に掲げるもの
 - 一 出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備の設置
 - 二 発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの
 - (1) 出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置

(2) 出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの

イ 回転速度の変更又は五パーセント以上の出力の変更を伴うもの

ロ 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの

ハ 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの

三 出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え

四 出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの

(1) 調速装置又は非常調速装置の取替え

(2) 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの

5 出力二十キロワット未満の発電所における変更であって、次に掲げるもの

一 出力二十キロワット未満の発電設備の設置であって、次に掲げるもの以外のもの

(1) 水力発電所の発電設備の設置

(2) 火力発電所の発電設備の設置

(3) 燃料電池発電所の発電設備の設置

(4) 太陽電池発電所の発電設備の設置

(5) 風力発電所の発電設備の設置

二 前号の発電設備における発電設備の設置以外の変更であって、次に掲げるもの

(1) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの

(2) 改造であって次に掲げるもの

イ 強度の変更を伴うもの

ロ 安全装置の種類の変更を伴うもの

(3) 取替え

(4) 修理であって、次に掲げるもの

イ 強度に影響を及ぼすもの

ロ 安全装置の取替えを伴うもの